

## 越前市工場立地法における敷地外緑地等に関するガイドライン

平成30年7月31日

越 前 市

工場立地法運用例規集2-2-3②に基づき、現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更する際、工場立地に関する準則に適合するために必要な緑地等を当該工場等の敷地内に確保できない事情がある場合に勧告しないことができる基準については、以下のとおりとする。

### 1 国が定める敷地外緑地等が認められるための要件

国の定める工場立地法運用例規集2-2-3②によると、次の各要件を満たす場合には、敷地外緑地等が認められ勧告しないことができるとしている。

- (1) 現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更(減少を除く)する場合において、準則に適合するために必要な緑地又は環境施設(以下「緑地等」という。)を当該工場等の敷地内に確保できない事情があること。
- (2) 当該工場等の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされていること。
- (3) 当該敷地外緑地等の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合であること。

### 2 越前市における要件の判断基準

前項の要件について、越前市における判断基準は次のとおりとする。

#### (1) 対象工場の例

ア 工場立地法施行日(昭和49年6月28日)以前に設置された工場(以下「既存工場」という。)で、届出前において工場立地に関する準則が示す適合基準(緑地面積率等)を満たしていない工場であること。

ただし、届出前において既に適合基準を満たしている既存工場であっても、越前市と新たに締結する協定に基づき公有地に整備した緑地等については、敷地外緑地等として認めることとする。

イ 工場が生産施設を建設する場合であること(スクラップアンドビルド等を含む。)

#### (2) 緑地等を敷地内に確保できない事情の例

工場が立地する敷地内に未利用部分が無いこと。

未利用部分とは、生産施設、緑地、環境施設、駐車場、倉庫等に利用されていない部分をいう。

(3) 実質的に緑地等に係る準則が満たされている場合の例

ア 整備が必要な緑地等の面積は、工場立地に関する準則等に基づき算出されていること。

ただし、敷地外緑地等の面積は、緑地等の全体面積の100分の25（工場立地特例対象区域にあっては100分の50）未満とする。

また、緑地面積率等の算定は、以下の数式により行うこととする。

$$\text{緑地面積率等} = \frac{\text{工場敷地内の緑地等面積} + \text{敷地外緑地等の面積}}{\text{工場敷地面積} + \text{敷地外緑地等の面積}}$$

なお、生産施設面積率の算定には、敷地外緑地等の面積は含めないものとする。

イ 敷地外緑地等は、工場立地法施行規則第3条で定義されるものであり、適切に維持管理がされていること。

ウ 敷地外緑地等の整備形態は、次のとおりであること（複数の敷地外緑地等の加算は可）。

A 自社所有地への整備

B 借地への整備

C 越前市と新たに締結する協定に基づく公有地への整備

ただし、A及びBについては、対象となる工場の敷地外周から2kmの範囲内に、敷地外緑地等の一部を含むものに限る。

Cにおける公有地は、市が管理する都市公園とし、工場から最寄りの公園における芝生の管理費用相当を負担することとする。

(4) 周辺の地域の生活環境保持に寄与するものと認められる場合の例

敷地外緑地等が越前市内に整備されること。

3 2 (3) ウCに規定する都市公園に敷地外緑地等を設置する場合の芝生の管理費用相当額の年額は、次の数式により行うこととする。

下記の算定式①②によって求められる金額（千円未満切捨て）を合計した額

①芝生造成費相当  $3,240 \text{ 円/m}^2 \times \text{設置する敷地外緑地等の面積} \times 2/3 \div 7$

②維持管理費相当  $42.3 \text{ 円/m}^2 \times \text{設置する敷地外緑地等の面積}$

4 その他

(1) 敷地外緑地等を複数の場所に設置することは可能とする。

(2) 敷地外緑地等の設置に当たっては、工場立地法に基づく届出の前に別記様式による事前協議を必須とする。